

報告事項名	「令和5年度第1回木津川市史跡恭仁宮跡保存活用計画策定委員会」開催結果
委員会開催日時	令和5年12月20日（水）13時30分～16時30分
出席者	委員：上原委員長、増淵副委員長、内田委員、村井委員、松本委員、古城委員、炭本委員、森井委員 事務局：京都府文化財保護課 石崎課長、藤井主幹、溝口技師、安東技師 木津川市：森永教育長、竹本教育部長、八田文化財保護課長、永澤課長補佐
場所	木津川市立恭仁小学校 2階図書室
委員会開催結果	<p><b>【開催結果】</b> 令和5年度第1回木津川市史跡恭仁宮跡保存活用計画策定委員会を開催したので、以下のとおり報告します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>開会</li> <li>委嘱書交付</li> <li>挨拶 教育長挨拶</li> <li>委員紹介</li> <li>京都府・木津川市事務局員紹介</li> <li>木津川市史跡恭仁宮跡保存活用計画策定委員会について 八田課長が条例資料により説明</li> <li>委員長、副委員長の選出 委員長に上原真人委員、副委員長に増淵徹委員を推薦する発言があり、全員了承により決定される。</li> <li>議事 <ol style="list-style-type: none"> <li>①恭仁宮跡の過去の発掘調査成果について 資料1とパワポにより京都府説明。</li> <li>②現在の史跡山城国分寺跡・恭仁宮跡保存管理計画に係る課題について 資料2により木津川市説明。質疑は以下のとおり (委員) 資料の対応方法案に事務局の対応案と希望案が混在しており、わかりづらいが、現在の保存管理計画を策定していた平成17年当時には史跡主要部分を除いた部分は営農地と住居地として今後も生活環境を残していくことを想定していた。行政として公有化できないものとして対応しているNo.2の「重要遺構の土地は公有化対象地区に変更」は保存管理区分が第二種、第三種であっても可能と考える。 (委員長) 当課題は現行計画で想定していなかったこと。保存管理区分そのものの見直しや保存管理区分ごとの対応案の再検討など、今後の計画策定協議の中で検討することとなる。</li> <li>③恭仁宮活用整備検討協議会の状況について 京都府により口頭説明。 ・主な内容 特別史跡昇格を目指し、恭仁宮跡活用の可能性を検討するため令和4年度に立ち上げた協議会。木津川市だけでなく東部2町1村も含んだ相楽地域全体の活性化など、府の課題として検討することとなっている。府と木津川市、相楽東部未来センター、お茶の京都DMOにより協議会を組織し、観光業者や学研立地企業等、多角的にヒアリングを行っている。令和5年2月の恭仁宮フォーラムを実施し、盛況であったことから恭仁宮が府南部の振興に資するものという手応えもあり、令和5年度には取組みを府外へも広げ、奈良国立博物館の特別展示「聖地南山城」への展示協力や「恭仁宮と聖武天皇の四都物語」として紫香楽や平城、難波宮との連続講座を開催し</li> </ol> </li> </ol>

ている。史跡を壊さず、地域の住民生活を乱さずに活用できる策を検討しており、地元の意向を組み込んで実現性のある活用構想を策定する予定。

(委員) 協議会では検討結果を最後に示すのか？また、保存活用計画との整合性は？

(京都府) 構想案をとりまとめる。当委員会で策定する保存活用計画と歩調は合わせていく。

(委員) 協議終了後に回収されても良いので、理解のための資料を配布していただきたい。

(京都府) 検討する。

④新たに策定する史跡恭仁宮跡保存活用計画について

資料3により木津川市が説明。内容に係る意見は以下のとおり。

(委員) 令和5年5月に文化庁から史跡名勝天然記念物に係る保存活用計画作成の留意点に変更されたと記憶している。配布された資料3は変更箇所を反映させた計画であるのか。

(京都府) 確認する。

※後日、確認した結果、以下の点に変更されていた。

- ・第2章に「史跡周辺（木津川市）の概要」を追加。
- ・「第2章 史跡等の概要」は第3章に変更。
- ・「第3章 史跡等の本質的価値」は第4章に変更。
- ・「第4章 現状・課題」を「第6章 保存（保存管理）」の中に記載することに変更。
- ・「第8章 調査」を追加し、第7章から第11章を第7章から第12章に変更。

(京都府) 新たに策定する保存活用計画の保存地区色分けを3色から増加させることはいかがか？

(委員長・委員) 恭仁宮跡内で営農、居住している方には3色で慣れているので増加すると混乱を招きかねない。次回の委員会において事務局の案を示した保存地区色分け図面と基準表を提示していただきたい。

(委員) 第2章として「史跡を取り巻く環境」を入れるべき。文化庁の示した保存活用計画留意点には明記されていないが、自然環境や指定状況などを記載が必要。

(木津川市) 変更する。

(委員) 恭仁小学校敷地内に礎石があるが、瓶原地域で庭石に転用された礎石なども確認し、本質的価値に入れるべき。既に把握しているものはあるのか？

(木津川市) 国分寺塔跡礎石が瓶原地域の個人宅の庭石に転用されていることは把握している。

(委員) 第3章(2)「本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素」④内藤湖南を入れるべきでは。

(木津川市) 恭仁山荘があるので内藤湖南も可能性はあるが、恭仁山荘は当時の建物ではなく現代のもの。追加するとアクションプランで何を保護し活用するのか明記することになるが、対象が不明瞭ではないか。

(委員) 瓶原公民館と、くにのみや学習館を一体的に活用できれば有効な便益施設となると考える。恭仁小学校も恭仁宮跡を発信する便益施設に活用を検討すればどうか。

(木津川市) 今年の5月に瓶原地域で活動する団体と意見交換会を実施した。その時に恭仁小学校児童保護者の方で恭仁小学校を資料館等の施設で使用するのではなく、小学校機能を残してほしいと意見があった。

(委員) 恭仁小の児童の未来のために何ができるかPTAで未来部を作った。今回の保存活用計画に恭仁小の活用計画が記載されると将来変更が困難になるのか。

(京都府) 保存活用計画の内容は約5～10年程度で見直すものであり、その際に変更は可能。

(委員) 以前の文化庁の立場では恭仁小学校を史跡外に移転させるべき、との考えであったが、平成18年保存計画の策定時においては小学校の存在を評価し、地域の中心施設として活用計画との整合を図る表現に変更している。

(委員) 府立山城郷土資料館が市民からは使用しづらい施設である。恭仁宮跡辺りに使いやすい資料館を持ってこれないか。

(京都府) 最近、丹後郷土郷土資料館が令和8年度に増設を含むリニューアルオープンを目指すことが記者発表されている。山城郷土資料館については地域のご意見として承る。

(委員) 5ページの「1. 調査・研究に関する課題」は第4章の「恭仁宮跡・山城国分寺跡の現状と課題」に移動するべき。また、文章表現が現状を表記したものや現状+課題を列記したものなど混在しており、統一するべき。

(木津川市) 修正する。

(京都府) 恭仁宮跡の保存範囲について確認したい。現行の保存管理計画の範囲を拡大する等はないか？

(委員長) 宮域外に関係する遺構が存在することは想定されるが、未確定であることから現行の保存範囲で保存活用計画を策定するべきではないか。

(委員) 「第3章(3)指定地の周辺地域を構成する諸要素、及びそれらの概要」に史跡外の遺構を記載し、市の文化財保存活用地域計画を上位計画として史跡範囲周辺の京域における遺跡なども全体的な言及の中で表記すればどうか。

(委員長) 新しい指針により章立てを見直し、史跡を取り巻く環境についての記述を追加し、新たな保存管理区分の提案ないし、保存管理区分ごとの新たな対応案などを今後提案いただき、現行計画の見直しを基本に活用についての方向性を示した計画策定に向け、よろしくお願ひしたい。

・議事終了後、次回開催日の調整を行った。